

# 筑西広域市町村圏事務組合消防長に対する事務委任規則

昭和 49 年 5 月 1 日規則第 4 号

改正 昭和 56 年 11 月 1 日規則第 10 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 4 号  
平成 20 年 3 月 28 日規則第 9 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 153 条第 1 項その他法令の定めるところにより、管理者の権限に属する事務の一部を消防長に委任することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委任事務)

**第 2 条** 管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を消防長に委任する。

(1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）に関する事項

ア 法第 11 条第 1 項の規定による製造所等の設置の許可及び位置、構造等の変更の許可に関する  
こと。

イ 法第 11 条第 5 項の規定による製造所等の完成検査に関すること。

ウ 法第 11 条第 6 項に規定する製造所等の許可を受けた者の地位の承継についての届出の受理  
に関すること。

エ 法第 11 条第 7 項の規定による製造所等の通報に関すること。

オ 法第 11 条の 2 第 1 項の規定による製造所等の完成検査前検査に関すること。

カ 法第 11 条の 3 第 1 項の規定による屋外タンク貯蔵所の危険物保安技術協会への審査委託に  
関すること。

キ 法第 11 条の 4 第 1 項の規定による製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで当該貯蔵所  
等において貯蔵し、又は取扱う危険物の種類又は数量を変更しようとする場合の届出の受理に  
関すること。

ク 法第 11 条の 5 の規定による製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが、技術上の基準に違  
反していると認められる場合の違反是正命令に関すること。

ケ 法第 12 条第 2 項の規定による修理改造、又は移転の命令に関すること。

コ 法第 12 条の 2 の規定による製造所等の許可の取り消し及び停止命令に関すること。

サ 法第 12 条の 3 の規定による製造所等の使用一時停止、使用の制限の命令に関すること。

シ 法第 12 条の 4 第 1 項の規定による移送取扱所の災害の発生に関し県知事への要請に関する  
こと。

ス 法第 12 条の 6 の規定による製造所等の用途廃止届の受理に関すること。

セ 法第 12 条の 7 第 2 項の規定による危険物保安統括管理者の選任又は、解任の届出の受理に関  
すること。

ソ 法第 13 条第 2 項の規定による危険物保安監督者の選任又は、解任の届出の受理に関すること。

タ 法第 13 条の 2 第 5 項の規定による危険物取扱者免状の返納命令に関すること。

チ 法第 13 条の 24 の規定による危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令に関す  
ること。

ツ 法第 14 条の 2 の規定による予防規程の認可及び変更命令に関すること。

テ 法第 14 条の 3 の規定による保安の検査に関すること。

ト 法第 16 条の 3 の規定による事故の応急措置命令に関すること。

ナ 法第 16 条の 5 第 1 項の規定による資料の提出命令、報告の請求、立入検査質問及び危険物、  
又は危険物であることの疑のあるものの収去に関すること。

ニ 法第 16 条の 6 の規定による危険物の除去、その他災害防止措置の命令に関すること。

又 法第 22 条第 3 項の規定による火災警報の発令に関すること。

ネ 法第 23 条の規定によるたき火、又は喫煙の制限に関すること。

(2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）に関する事項

ア 令第 9 条第 1 項第 1 号ただし書の規定による安全距離の認定に関すること。

イ 令第 11 条第 1 項第 1 の 2 号の規定による安全距離の認定に関すること。

ウ 令第 11 条第 1 項第 10 号ホのただし書及び令第 11 条第 1 項第 10 の 2 号ヲのただし書の規定による火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないことの認定に関すること。

エ 令第 12 条第 1 項第 9 号及び令第 13 条第 1 項第 9 号の規定による火災予防上、当該掲示板を設ける必要がないことの認定に関すること。

オ 令第 23 条の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例の認定に関すること。

(3) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定による消防統計及び消防情報の報告に関すること。

(4) 消防本部、署に係る公印の調整、改刻及び廃棄並びにその取扱い。

（委任の留保）

**第 3 条** 管理者は、委任事務であっても特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことができる。

（報告の徴収等）

**第 4 条** 管理者は、委任事務について特に必要があるときは、消防長に対し報告を徴収し、又は必要な指示をすることができる。

（委任事務の処理の特例）

**第 5 条** 消防長は、次の各号の一に該当する事務については、その処理についてあらかじめ管理者の指示を受けなければならない。

(1) 事案が重要又は異例と認められるとき。

(2) 事案について、疑義若しくは紛義があり、又は紛義を生ずるおそれがあると認められるとき。

#### 附 則

この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 11 月 1 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 9 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。